

広島市水道局規程第5号

令和7年3月27日

物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程の一部を改正する規程を次のように定める。

広島市水道事業管理者

広島市水道局長 村上裕之

物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程の一部を改正する規程

物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年広島市水道局規程第11号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「(一連の調達契約のうち最初の契約以外の契約に係る一般競争入札（当該最初の契約に係る公告において最初の契約以外の契約に係る公告を少なくとも24日前に行う旨定めた場合に限る。）については、24日前)」を削る。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。